

史跡等土地先行取得取扱要領

昭和50年2月1日文化庁長官裁定
(平成29年3月17日最終改正)

1. 趣 旨

史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡等」という。）を保護するため、地方公共団体が史跡等の土地を先行取得する場合の取扱い及び当該先行取得に係る経費につき国が行う補助に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2. 事前の確認

- (1) 地方公共団体は、先行取得を実施しようとするときは、先行取得事前確認書（別記様式1）を文化庁長官に提出し、あらかじめその確認を受けなければならないものとする。
- (2) 確認は、当該事業の緊急性、当該史跡等の周辺の開発（予定）状況、買上げに多額の経費を要すること等を勘案して行うものとする。

3. 先行取得の方法

先行取得は、原則として地方公共団体が地方債の資金により取得を行うものとする。

4. 補助対象となる経費

先行取得に係る経費で、国の補助対象となる経費は土地の取得費（補償費を含む。以下同じ。）及び利子支払額とする。

5. 補助事業者

補助事業者は、地方債の資金により土地取得を行う地方公共団体とする。

6. 補助金の交付

国庫補助は、毎会計年度の予算の範囲内において、第2項の確認を受けた翌年度から、次に定めるところにより当該年度に発生する償還額及び利子支払額について行うものとし、補助率は80パーセントとする。

(1) 償 還 額

地方債の償還は、2年間の据置後8年間の半年賦元金均等償還とする。

(2) 利子支払額

地方債に係るものについては、年0.61パーセントを限度とする借入金の利率により計算した額とする。

なお、利子支払額の計算の基礎となる期間は、地方公共団体の取得費を支払った日又は地方債を借入した日のいずれか遅い日から計算するものとする。

7. 実績報告

地方公共団体は、先行取得が完了したときは、文化庁長官に先行取得実績報告書（別記様式2）を提出しなければならないものとする。（この場合、先行取得が当該年度末までに完了していないときは、当該年度末までに取得の完了した部分に係る先行取得実績報告書を提出するものとする。）

8. 先行取得した土地の管理

先行取得した土地その他の財産の管理は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 先行取得した財産は、文化庁長官の承認を受けずに事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 先行取得を行った地方公共団体等は、当該先行取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9. 特別の事情により、上記の規定により難しい場合においては、特別の取扱いをすることがある。

附 則 (抄)

1 この文化庁長官裁定は、平成29年3月17日から適用する。

2 平成29年3月16日までに借入れ済みの資金についての利子支払額（同年3月17日以後にする利子支払のための借入金に係るものを除く。）については、当該借入金の借換の時期までの間は、なお従前の例による。

(注) 6. (2) 利子支払額に係る利率の改定状況

平成21年 3月31日	1.86%	平成23年10月18日	1.43%	平成26年 1月 6日	1.11%	平成28年 1月15日	0.80%
平成21年 5月13日	1.99%	平成23年11月 9日	1.40%	平成26年 1月29日	1.16%	平成28年 2月15日	0.62%
平成21年 6月 1日	1.97%	平成23年11月30日	1.43%	平成26年 2月21日	1.06%	平成28年 3月11日	0.50%
平成21年 6月25日	2.04%	平成23年12月27日	1.47%	平成26年 4月22日	1.08%	平成28年 4月14日	0.48%
平成21年 8月 5日	1.80%	平成24年 1月31日	1.37%	平成26年 6月 6日	1.07%	平成28年 6月16日	0.47%
平成21年 8月27日	1.94%	平成24年 2月20日	1.41%	平成26年 6月27日	1.05%	平成28年 7月28日	0.45%
平成21年 9月29日	1.79%	平成24年 4月19日	1.45%	平成26年 7月22日	1.01%	平成28年 8月18日	0.46%
平成21年10月27日	1.74%	平成24年 5月24日	1.29%	平成26年 8月19日	0.96%	平成28年 9月14日	0.50%
平成21年12月 2日	1.94%	平成24年 7月25日	1.24%	平成26年10月 1日	0.95%	平成28年10月19日	0.46%
平成21年12月16日	1.72%	平成24年 8月17日	1.17%	平成26年10月15日	0.94%	平成28年11月29日	0.45%
平成22年 2月 1日	1.82%	平成24年 9月21日	1.22%	平成26年11月18日	0.90%	平成28年12月15日	0.54%
平成22年 2月26日	1.84%	平成24年10月29日	1.20%	平成26年12月15日	0.85%	平成29年 1月23日	0.58%
平成22年 3月25日	1.78%	平成24年12月18日	1.12%	平成27年 1月27日	0.74%	平成29年 2月17日	0.64%
平成22年 4月27日	1.84%	平成25年 1月25日	1.24%	平成27年 2月23日	0.84%	平成29年 3月17日	0.61%
平成22年 5月27日	1.75%	平成25年 2月22日	1.20%	平成27年 3月18日	0.87%		
平成22年 7月 6日	1.69%	平成25年 3月21日	1.08%	平成27年 4月16日	0.80%		
平成22年 7月26日	1.57%	平成25年 4月25日	0.97%	平成27年 5月22日	0.95%		
平成22年 8月27日	1.44%	平成25年 5月29日	1.02%	平成27年 6月12日	0.94%		
平成22年10月14日	1.52%	平成25年 6月24日	1.27%	平成27年 7月14日	0.95%		
平成22年12月 8日	1.30%	平成25年 7月30日	1.31%	平成27年 8月18日	0.90%		
平成22年12月15日	1.43%	平成25年 9月 2日	1.22%	平成27年 9月11日	0.91%		
平成23年 2月22日	1.65%	平成25年10月 7日	1.21%	平成27年10月15日	0.86%		
平成23年 3月 3日	1.64%	平成25年11月 7日	1.08%	平成27年11月18日	0.89%		
平成23年 9月13日	1.45%	平成25年11月28日	1.06%	平成27年12月10日	0.86%		